

## 倉吉パークスクエア 食彩館出店者募集要項

### 1 募集の趣旨

倉吉パークスクエアの施設である飲食物販施設(食彩館)は、単なる販売だけでなく、倉吉パークスクエアを訪れる観光客や地元の人々をもてなし、憩いの場を提供するとともに、賑わいを創出することを目的としています。

令和7年3月30日の鳥取県立美術館の開館に伴い、多くの観光客が倉吉パークスクエアを訪れます。来場者にとって倉吉パークスクエアが快適な環境となり一層の賑わいを創出させるため、食彩館で飲食又は物販による営業を行う者を募集します。

### 2 募集施設の概要

- (1) 名 称 倉吉パークスクエア飲食物販施設「食彩館」
- (2) 所在地 倉吉市駄経寺町 198 番地 2
- (3) 募集店舗の規模等

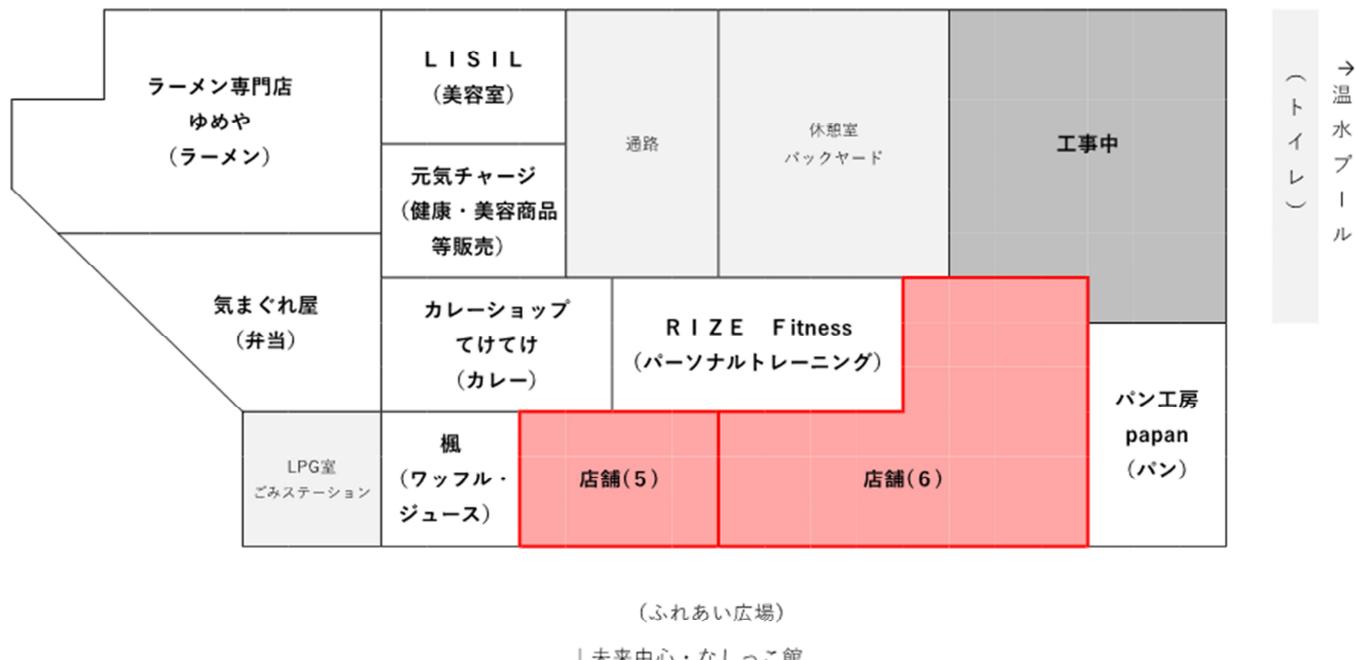
店舗番号	床面積	設備内容	前店舗の業種
店舗(5)	39.65 m <sup>2</sup>	上下水道、電気、ガス、エアコン、換気扇、カウンター、キッチンスペース	飲食
店舗(6)	123.00 m <sup>2</sup>	上下水道、電気、エアコン、換気扇、カウンター	物販

※共有部分は、通路、休憩室、バックヤード、LPG室、ゴミステーション、トイレ

※上下水道は、立ち上げのみ。その他の設備については各店舗で対応が必要です。

- (4) 使用方法 店舗(5)及び(6)をまとめて使用することも可能です。

### 【食彩館配置図】



### 3 出店許可期間

令和8年度の出店許可期間は、令和8年4月1日から3月31日までです。翌年度以降は、指定された許可条件が履行されていることを確認した上で、1年以内の範囲で使用許可を行います。

### 4 募集の条件

- (1)飲食又は物販による営業を行うこと。
- (2)原則、既出店者と競合しない業種であること。
- (3)単なる営業でなく、倉吉パークスクエアを訪れる観光客や地元の人々をもてなし、憩いの場を提供するとともに、賑わいを創出するよう努めること。
- (4)店舗の効率的・弹力的な運営を行い、光熱水費等の経費の節減に努めること。
- (5)出店後は他店舗と連携を図った運営に努めること。
- (6)営業にあたり、既存設備および内外装を変更する場合には市の許可を得て、自費で改修すること。
- (7)施設の安全確保を図り、魅力ある自主事業を実施するなどサービスの向上、事業内容の充実に努めること。
- (8)関係法令等を遵守すること。
- (9)個人情報の保護を徹底すること。
- (10)申込にあたり、申請者(法人・個人を含む)以外の保証人を1名つけること。

### 5 行政財産使用料等

#### (1)行政財産使用料

行政財産使用料は倉吉市行政財産使用料条例に基づき毎年算定します。市が発行する納入通知書により、翌月分を市長が指定した納付期限までに納付すること。

#### (2)光熱水費等

- ・電気、上下水道は実費相当額を市が発行する納入通知書により納付すること。
- また、光熱水費には、共益費を加えた額で請求します。
- ・ガスの契約は出店者が行うこと。
- ・令和7年度相当額

店舗番号	行政財産使用料	光熱水費(※1)	共済費(※2)
店舗(5)	39,787円	約3～6万円	約1千円
店舗(6)	122,346円	約3～5万円	約3千円

※1 前事業者の金額を参考値として記載しています。光熱水費は、業種及び使用量により変動します。

※2 共済費は、共通部分を店舗面積で経費按分するほかごみステーションの利用有無や警備機器導入などで変動します。

#### (3)施設の修繕及び備品の購入

店舗内の修繕及び備品の購入については、原則として使用者の負担によるものとします。

ただし、倉吉市が設置した設備に係るもの(建具(破損ガラスの取替えを除く)、既存エアコン、店舗までの各種配管等)の修繕については、使用者の故意によるものを除き、倉吉市で負担します。

## 6 応募資格等

### (1) 応募資格

次のいずれかに該当する場合は、応募資格がありません。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、倉吉市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしている者
- ウ 国税及び地方税を滞納している者
- エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)及びその統制下にある団体又は構成員
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- カ 役員(法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあっては、代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる場合
  - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
  - (イ) 破産者で復権を得ない場合
  - (ウ) 倉吉市議会議員
  - (エ) 倉吉市長及び副市長
  - (オ) 地方自治法第 180 条の 5 に規定する倉吉市の各種委員

## 7 出店者の募集及び選定スケジュール

- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| (1) 募集要項の公表         | 令和 8 年 2 月 6 日(金)          |
| (2) 施設見学会の開催        | 令和 8 年 2 月 6 日(金)以降随時(要予約) |
| (3) 募集要項等に関する質問の受付  | 令和 8 年 2 月 10 日(火)～17 日(火) |
| (4) 募集要項等に関する質問の回答  | 令和 8 年 2 月 18 日(水)         |
| (5) 申請書類の受付         | 令和 8 年 2 月 10 日(火)～25 日(水) |
| (6) ヒアリング及び選定委員会の開催 | 令和 8 年 3 月 上旬              |
| (7) 審査結果の通知         | 令和 8 年 3 月 上旬              |
| (8) 出店者の使用許可の開始     | 令和 8 年 4 月 1 日(水)(予定)      |
- \* 応募がなかった場合、募集期間を延長します。詳細はホームページをご確認ください。

## 8 募集要項の公表及び取扱

- (1) 期間 令和 8 年 2 月 6 日(金)～令和 8 年 2 月 25 日(水)(ホームページ公表)
- (2) 場所 倉吉市経済観光部観光交流課(倉吉市役所第 2 庁舎 3 階)  
〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 253-1  
TEL: 0858-22-8158 FAX: 0858-22-8136

\* 要項、様式は倉吉市のホームページからもダウンロードできます。

<https://cms.city.kurayoshi.lg.jp/8936.htm>

## 9 募集要項等に関する質問の受け付け

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和 8 年 2 月 10 日(火)～17 日(火)  
(土日祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分。)
- ② 提出方法 質問書(様式 6)で、郵送、FAX 又は電子メールにより提出してください。電話による質問は受け付けません。

- ③ 提出先 倉吉市経済観光部観光交流課(倉吉市役所第2庁舎3階)  
〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目 253-1  
FAX: 0858-22-8136  
E-mail: tourism@city.kurayoshi.lg.jp
- ④ 募集要項等に関する質問の回答  
質問に対する回答は、令和8年2月18日(水)までにホームページに掲載します。

## 10 申請書類の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和8年2月10日(火)～25日(水)  
(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分。)
- ② 提出方法 持参又は郵送のいずれかにより受付期間に必着するよう提出してください。
- ③ 提出先 倉吉市経済観光部観光交流課(倉吉市役所第2庁舎3階)  
〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目 253-1

## 11 提出書類

- (1) 倉吉パークスクエア食彩館出店企画書(表紙)  
(2) 倉吉パークスクエア食彩館出店申込書(様式1)  
(3) 事業・組織の概要(様式2)  
(4) 運営企画書(様式3)  
(5) 企画図面(概略図)  
(6) その他参考となる資料  
(7) 前年の納税証明書(国税及び地方税)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類(保証人も同様とする)  
(8) 誓約書(様式4)
- \* 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。  
\* 提出部数は、4部(原本1部、コピー3部)提出してください。

## 12 申請に関する留意事項

- (1) 重複申請の禁止  
申請1人につき、申請は1件とします。(複数の申請は不可)
- (2) 申請内容変更の禁止  
提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 虚偽の記載をした場合の取扱  
申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 申請書類の取扱  
申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。  
申請者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属します。なお、出店者の選定後、事業内容を公表する場合その他市長が必要と認めるときには、倉吉市は、申請書類の全部又は一部を使用することができるものとします。
- (5) 申請の辞退  
申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出してください。
- (6) 費用負担  
申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

### 13 出店者の選定

出店者の選定は、食彩館出店企画書等の内容により、倉吉パークスクエア食彩館出店者選考委員会において次の事項を総合的に考慮して判断します。ただし、本市が想定していない優れた提案があった場合は、審査項目に追加することがあります。

審査項目	審査内容
1 単なる営業でなく、工夫があること	(1)観光客への対応 (2)地元客への対応 (3)食彩館に新たな魅力の追加 (4)店の個性 (5)集客の取り組み
2 独自性に関すること	(1)原則、他店と競合しないこと
3 経営能力に関すること	(1)安定経営の妥当性 (2)経営に対する取り組み (3)事業組織について
4 収支予算	(1)収支予算の妥当性 (2)利用者数見込みの妥当性 (3)事業計画との整合性
5 その他	(1)本市が想定していない優れた提案

### 14 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、申請書類を提出した申請者に対して速やかに通知します。

### 15 担当部局

倉吉市経済観光部観光交流課(倉吉市役所第2庁舎3階)

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目 253-1

TEL: 0858-22-8158 FAX: 0858-22-8136

E-mail: [tourism@city.kurayoshi.lg.jp](mailto:tourism@city.kurayoshi.lg.jp)

#### 【添付書類】

- (1)様式1～6
- (2)行政財産使用許可申請書
- (3)行政財産使用許可書
- (4)出店者業種一覧表
- (5)本施設の配置図